

浄化槽は法定検査を 受けなければなりません

地域環境と河川をきれいにするため法律で義務づけられています。

浄化槽の機能を維持し、排水をきれいにするために
3つのことを定期的に行うことが大切です。



牛房野川(尾花沢市)

浄化槽法定検査 山形県指定検査機関



公益社団法人 山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8

TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693

<http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp>